

# 能代産業廃棄物処理センターについて

環境整備課

## 1 環境保全対策

能代産業廃棄物処理センターの環境保全対策は、遮水壁設置、キャッピング、水処理施設の改良等の主要ハード事業は終了しており、平成21年度は、汚水処理等の維持管理、環境モニタリングを中心とした措置を継続するとともに、水処理施設の塗装修繕工事や揚水井戸の修繕工事等を行っている。



平成21年6月撮影

センター場内の地下水には依然として汚染が見られるが、周辺の公共の水域や滲出物は概ね改善されつつある。

平成22年度は、引き続き施設の維持管理、環境モニタリング、修繕工事等を行う予定である。

## 2 元経営者の刑事処分等について

平成19年6月の県の告発を受け、平成20年12月県警生活環境課と能代警察署が能代産業廃棄物処理センターの元経営者を廃棄物処理法（措置命令）違反の疑いで秋田地方検察庁に書類送付し、同庁が昨年12月25日能代簡易裁判所に略式起訴したことについて、本年1月5日同裁判所において同人に対し罰金50万円の略式命令があり、同月23日に確定した。

一方、県の代執行費用の納付命令に対し、元経営者から一定額を支払う旨の意思表示があったが、現在のところ具体的な納入計画は示されていない。

県は引き続き元経営者等に対して、センター敷地から生じている汚水の処理を行うよう催告したり、代執行費用の徴収に努めるなど行政上の責任追及を行っている。

## 3 土地等の仮登記権者の動向と対応

場内のほぼ全域の土地や建物の所有権移転請求権仮登記の権利者になった秋田市の法人が、平成20年10月に、破産管財人、元経営者等を相手取り本登記等請求訴訟を提起し、これまでに2回の口頭弁論と8回の弁論準備手続きが行われている。

センターにおける代執行は、周辺環境の保全のために不可欠なものであり、土地所有者等の権利は公共の福祉の観点から制限され、これに反する行為は権利の濫用として許されないものと考えている。

同法人の目的は確認できていないが、代執行の実施の支障となる行為を行おうとする場合は、その中止を強く求めるとともに、法的措置の実施も検討することとしている。